組合活性化情報

月刊 中央会

2026 October
10



特集

令和８年熊本地震に係る くまもと事業者再出発支援補助金のお知らせ

今月の色風景／ヒゴタイ公園

ヒゴタイ公園は、熊本県産山村の標高約900メートルにある山野草の公園です。８月中旬～９月上旬には、絶滅危惧種でルリ色の丸い花「ヒゴタイ」約５万本が見頃を迎えます。同時期には幸せを呼ぶ青い蝶「ブルービー」も飛来します。阿蘇や九重連山を一望できる絶景や、秋のコスモスも魅力のスポットです。

熊本県中小企業団体中央会
Kumamoto prefectural federation of small business Association

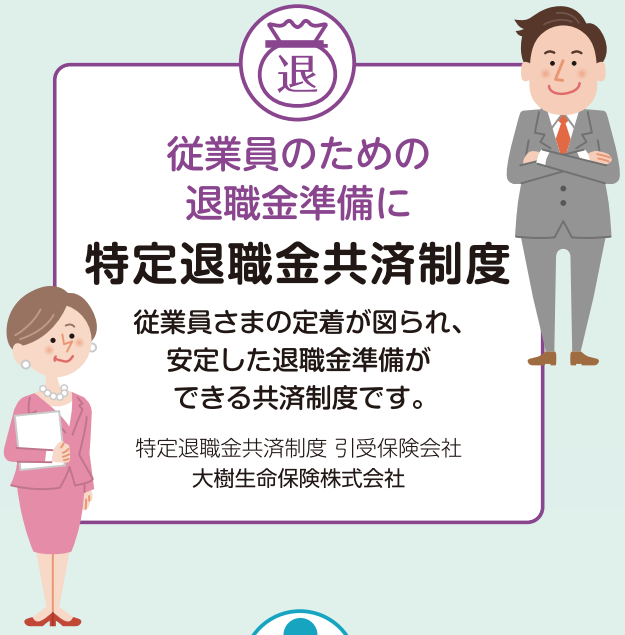
経営者・役員・従業員とそのご家族の安心の保障を準備するために中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命

従業員のための退職金準備に
特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社

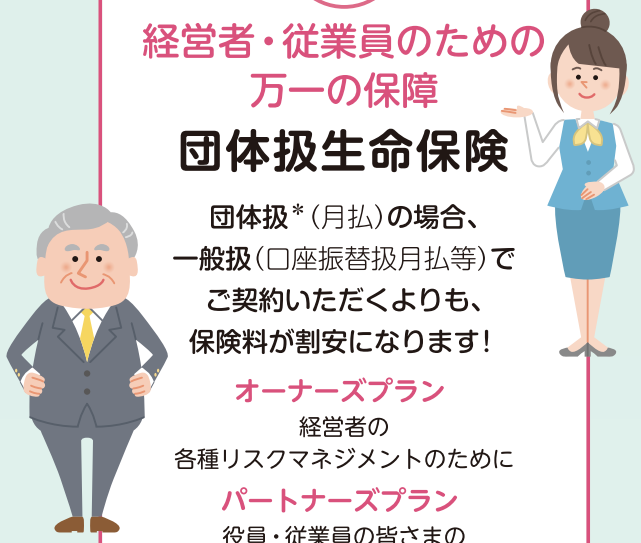


経営者・従業員のための万一の保障
団体扱生命保険

団体扱*（月払）の場合、
一般扱（口座振替扱月払等）で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります！

オーナーズプラン
経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン
役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



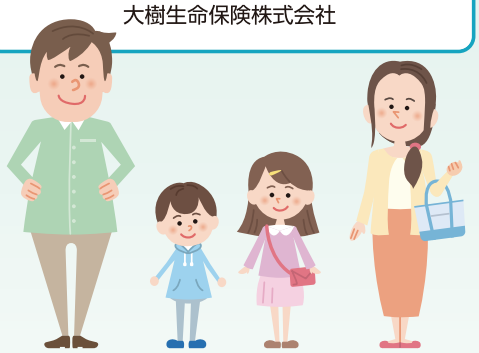
業務上の災害への備えに
業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社

業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社





＊ 団体扱とは、熊本県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」「ご契約のしおり－約款」および熊本県中小企業団体中央会の「退職金共済規程（規約・規則）」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の代理店・扱者として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社　熊本支社
〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-1 大樹生命ビル5F　TEL:096-354-4378
https://www.taiju-life.co.jp/

大樹-KB-2023-432（損保）A-2023-112（2023.9）
R-2023-1009（2023.9）

組合活性化情報
月刊中央会

Contents

特集

令和８年熊本地震に係る
くまもと事業者再出発支援補助金のお知らせ ……02～04

・中央会だより
熊本県経済６団体による令和８年熊本地震からの復旧・復興に係る緊急要望 ……04
・中央会役員の声を聴く ……05
・組合HOTNEWS
熊本県生コンクリート工業組合 ……06
熊本県花き事業協同組合 ……06
・くまもとUBA
JIYUくまもと連絡会議定例会へ出席しました／
「九州青年部の集いin熊本」ぜひご参加ください！ ……07
・お知らせ
全国大会のお知らせ ……05
熊本県信用保証協会からのお知らせ ……08
・景況ウォッチャー
令和８年８月分 ……10
情報連絡員便り ……11
・掲示板
編集後記 ……11

10月 熊本の花

トルコギキョウ



花言葉 ＊優美、希望、清々しい美しさ

北アメリカ原産でリンドウ科の植物です。
桔梗とは関係なく、リンドウ科ユーストマに属し、トルコギキョウ以外にリシアンサス、ユーストマとも言います。
種類も多く、花の色によって花言葉は違いますが、全体的に優しくポジティブな花言葉が多いことから、男性が恋人や奥様にプレゼントする花として人気があります。
熊本県はトルコギキョウの国内生産量でトップクラスです。

特集

令和８年熊本地震に係る くまもと事業者再出発支援補助金のお知らせ

本事業は、令和８年熊本地震により被災した事業用の施設及び設備の復旧に要する経費の一部を国と県が支援することにより、事業の再建を後押しするとともに、被災地域の速やかな復興の実現を目指すことを目的とします。事業用に使用していた施設・設備を、その所有者が復旧するための補助金です。県内の被害が大きかった地域を中心に、制度の内容について事業者向け説明会が開催されます。詳しくは、熊本県ホームページをご確認ください。
（https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/280503.html）

補助対象者・補助率・補助上限額

熊本県内に事業所を有する以下①、②に該当する事業者

① 中小企業・小規模事業者等（詳細については、３頁の別表参照）
② 中堅企業（みなし中堅企業を含む）
③ ①②のうち別途定める要件に該当する「多重被災事業者」とする
④ ①②のうち別途定める要件に該当する「特定被災事業者」とする

区分	補助対象者	詳細	補助率	１事業者あたり補助上限額
①	中小企業者等 （小規模事業者、個人事業主含む）	中小企業支援法第２条の定義に該当する事業者等 （みなし大企業・みなし中堅企業は除く）	３/４	３億円
②	中堅企業及び みなし中堅企業	①以外で資本金又は出資金の価額が10億円未満の事業者等 （みなし大企業は除く）	１/２	３億円
③	多重被災事業者	①②のうち別途定める多重被災事業者の要件に該当する事業者 ※過去10年以内の激甚指定災害で被災した等の要件を満たす事業者	５億円まで定額補助（10/10） （５億円を超える場合は①②に準ずる）	15億円
④	特定被災事業者	①②のうち別途定める特定被災事業者の要件に該当する事業者 ※サプライチェーンに不可欠で多重被災に相当する被害を受けた小規模事業者等	①②の補助率に準ずる	15億円

※①及び②以外の企業は補助対象外となりますが、「農林水産業協同組合（のうち商工業を営む者）」については別途定める要件に該当する場合に限り補助対象者となります。

補助対象経費

令和８年熊本地震により、被災した事業用の施設及び設備の復旧に要する費用※

※令和８年地震により、被災した施設・設備に係る保険金や共済金等の受取がある場合、復旧に要する費用から保険金等を控除した金額が、補助対象経費となります。

補助対象経費（税抜き）× 補助率 ＝ 補助金額（千円未満切り捨て）

補助対象となる中小企業者の定義

			業種	定義（A、Bのいずれかを満たせばよい） A 資本金の額（出資の総額）	B 常時使用する従業員の数	小規模事業者※2
補助対象 ※1	中小企業者（中小企業支援法第２条第１項に規定する者。ただし、土業法人を含み、みなし大企業※3を除く）	会社又は個人	製造業、建設業、運輸業その他の業種	３億円以下	３００人以下	２０人以下（下記以外） ５人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業又はサービス業）
			ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）		９００人以下	
			卸売業	１億円以下	１００人以下	
			サービス業	5,000万円以下	１００人以下	
			ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円以下	３００人以下	
			宿泊業	5,000万円以下	１００人以下	
			旅館業		２００人以下	
			小売業	5,000万円以下	５０人以下	
		中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定する者）		事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会		
		特別の法律によって設立された組合又はその連合会（構成員たる事業者の２／３以上が中小企業者に該当する者のみ）		商店街振興組合、商店街振興組合連合会など		
		特別の法律によって設立された組合又はその連合会		農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会のうち商工業を営む者　※別途定める要件あり		
	商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会					
補助対象外	上記の中小企業者の定義に当てはまらない会社または個人、みなし大企業※3に該当する中小企業者、農林水産事業者（一次産業を営む事業者）※4、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、医療法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、信用金庫、法人格を有さない任意団体、風俗営業法第２条第５項に該当する性風俗関連特殊営業を営む者、宗教法人、地方自治体、熊本県税に未納がある者、熊本県暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者					

※１「地方公共団体による小規模事業者等支援推進事業費補助金交付要綱」第２条及び第４条の規定による
※２「地方公共団体による小規模事業者等支援推進事業費補助金交付要綱」第２条第１項の規定により、中小企業基本法第２条第５項及び小規模事業者支援法第２条第３項に規定する者
※３ 次の①～③に該当する中小企業者（＝みなし大企業）は補助対象外
①一つの大企業が発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資している事業者
②複数の大企業が発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資している事業者
③役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している事業者
※４ 農林水産事業者が加工業や販売業を行っている場合は、加工業や販売業用の施設・設備の復旧に要する経費は補助対象

要件

(1) (2)とも、**実績報告書にて確認**します。

（1）事業継続計画の策定

「事業継続計画（BCP）」※を策定してください。

※事業者の皆様がBCPの策定に容易に取り組むことができるよう、**BCPのフォーマット（「熊本県版事業継続計画（BCP）シート」）を県のホームページに掲載しています。**
なお、事業者が独自で策定するBCP、国が認定する事業継続力強化計画でも構いません。

（2）損害保険への加入

補助対象となる施設や設備に対し、対象者①中小企業者等は付保割合**30%以上**、対象者②中堅企業は付保割合**40%以上の「自然災害**（風水害を含む）による損害を補償する保険・共済」に加入※してください。

※小規模事業者は、加入推奨とします。
※付保割合とは、対象とする施設等の再調達価格に対する保険金の設定割合のことです。

申請受付・申請回数

令和８年10月１日(木)から第一次申請を受け付けます。毎月、期間を区切って申請を受け付ける予定です。

※申請回数は**原則１回**です。ただし、施設・設備で分けて申請するなど、分割して申請する場合、申請回数は原則上限２回です。

補助対象期間

原則として、交付決定日以降※に発生した経費が対象です。

※特例として、発災日**（令和８年７月28日）以降であれば交付決定の前に復旧した経費も補助対象**となります（写真や書類等により被害状況の確認ができる場合に限ります）。

交付申請に必要な主な書類

共　通	施設の復旧	設備・車両の復旧
① 交付申請書※	⑫ 建物の登記事項証明書	⑰ 固定資産台帳 または 償却資産台帳
② 補助事業計画書※	⑬ 復旧(修繕または建替)の見積書	⑱ 復旧(修繕または入替)の見積書
③ 履歴事項全部証明書[法人]、住民票[個人]	⑭ 平面図・立面図等の図面	⑲ 設備の配置図・駐車場の位置図
	⑮ 補助対象施設の利用状況表※	⑳ カタログ、仕様書(入替の場合)
④ 貸借対照表及び損益計算書[法人]、確定申告書[個人]	⑯ 按分計算書※(按分が必要な場合)	㉑ 修理不能申告書※(入替の場合)
⑤ 熊本県税に未納がないことの証明書（納税証明書：28号様式）		㉒ 車検証(車両を復旧する場合)
⑥誓約書※ (暴力団排除に関すること 申請書類に不正や虚偽がないこと)		㉓ 永久抹消が確認できる証明書等 登録事項等証明書（普通車の場合） 検査記録事項等証明書（軽自動車の場合） (車両を復旧する場合、かつ入替の場合)
⑦ 役員等名簿※ ⑧ 被災(罹災)証明書 ⑨ 被害状況が分かる写真 ⑩ 復旧場所を示す地図 ⑪ 保険(共済)金の受領を証する書類	＜留意事項＞ ・ 基本的なケースにおける例示であり、詳細はチェックリストでご確認ください。また、申請内容に応じ、ここに記載のない書類を求める場合があります。 ・ ※の書類は、様式を県のホームページに掲載しています。 ・ 申請時点で着手済み・完了している事業があれば、見積書と併せて発注書または契約書、請求書等をご提出ください。 ・ 従前よりも、規模を拡張した施設への建替、高機能・高性能の設備への入替を行う場合は、原状回復（修理費または同等設備への入替費・同等建物への建替費）に係る見積書も必要となります。	

(注) ④、⑧、⑪、⑬、⑭、⑰、⑱、⑳、㉒は、写しで可

申請方法　**「くまもと事業者再出発支援補助金受付センター」に郵送又は持参**にてご提出ください。

〒862-0954　　令和８年10月１日(木) から運用開始予定
熊本市中央区神水１丁目３－１ヨネザワ熊本県庁前ビル４階
電話番号：設置後案内予定
受付時間：９時00分～17時00分（土曜・日曜・祝日を除く）

※詳細につきましては、熊本県HPをご参照ください

中央会便り

熊本県経済6団体による令和8年熊本地震からの復旧・復興に係る緊急要望

去る令和８年８月24日(月)、本会は、熊本県商工会議所連合会、熊本県商工会連合会、熊本県経営者協会、熊本県工業連合会、熊本経済同友会と連携し、熊本県経済６団体の一員として、令和８年熊本地震からの復旧・復興への国・県等の支援について、熊本県、県議会、自民党県連に対して緊急要望書を提出しました。

また、本会の櫻井会長からは、ものづくり補助金や省力化投資補助金の災害復旧枠の創設、くまもと型応援補助金の再実施と被災事業者に関する上限引き上げや要件緩和なども併せて要望しました。

要望書を受け取った木村県知事、内野県議会議長、前川自民党県連会長からはそれぞれに県としての取り組みや国への働き掛けなど、復旧・復興に向けた支援について積極的に取り組んでいただける意向を示していただきました。

緊急要望の内容は次のとおりです。

1．激甚災害（本激）の指定
2．被災事業者の復旧・事業継続を図るための補助金の措置
3．雇用調整助成金の特例措置
4．金融支援、税・社会保険料の負担軽減措置
5．交通・産業インフラの早期復旧と被災地域の面的な復興支援
6．商工会館復旧に対する支援


木村知事への要望書の手交


内野県議会議長への要望書の手交


前川自民党県連会長への要望書の手交

中央会からのお知らせ

第78回中小企業団体全国大会（熊本大会）のご案内

全国の中小企業団体の代表者が一堂に会する「第78回中小企業団体全国大会」が、熊本県にて開催されます。

今大会は、「つながる　ひろげる　連携の架け橋　～希望の明日　熊本の創造的復興と挑戦の物語～」をテーマに掲げ、政府等に対して中小企業の実情と振興施策を訴え、中小企業の持続的な成長と豊かな地域社会の実現を図ることを目的として開催いたします。

そして、熊本は本年、「平成28年熊本地震」から10年という節目を迎える中、「令和8年熊本地震」によって再び甚大な被害を受けました。本大会を熊本の地において開催することは、全国の中央会関係者をはじめ、行政機関、関係機関等の皆様に、幾多の困難を乗り越え、復興への歩みを力強く進める熊本の姿をご覧いただくとともに、これまで全国から寄せられた温かいご支援に対する感謝をお伝えする貴重な機会となりますので是非ご参加くださいますようお願い致します。

日　時：令和８年11月19日(木) 13時30分～16時30分
場　所：熊本城ホール（熊本市中央区桜町３番40号） ４階メインホール

全国大会に合わせ、３階会議室では特産品の展示・即売を行います。

物産展示・即売：11時00分～17時00分

会員組合役職員及び組合員の皆様方の多数のご参加をお待ちしております。

※詳細につきましては、本会ホームページをご覧ください→

「中央会役員の声を聴く」



テーマ：「資材等物価高騰に係る影響及び業界の対応」

本田　雅晴 氏（熊本県酒造協同組合）

酒造業界では、米代や燃料費に加え、段ボールの結束材や包装用フィルムなど石油由来の資材価格も上昇しており、経営への負担が増しています。価格改定については、組合員の一部において、商品の値上げを検討・実施する動きが見られます。また、前年に続き酒米の確保も課題となっており、組合では経済連を通じた調達に加え、県内の農業法人との直接契約による安定確保に取り組んでいます。

令和８年熊本地震では、一部の酒蔵で被害が発生したものの、被害は限定的でした。一方、イベントや会合の中止・縮小等により外食や飲酒を控える動きが見られ、県内の酒類消費が減少傾向にあります。業界としては、従来通り会合や外食、家庭での飲食など、県民が地元の酒を楽しむ機会が増え、酒類消費の回復・拡大につながることを期待しています。

吉弘　顕規 氏（熊本県中小企業団体中央会青年部協議会・合志工業団地協同組合）

この度の地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

円安や原油高に加え、電気料金や人件費の大幅な上昇がメーカーの収益を圧迫し、資材・副資材の流通価格を大きく押し上げています。

一度上がった価格の下落はなかなか見込めず、更に金利上昇も重なり、これまで以上にシビアな採算管理が求められています。

こうした状況下においては、同業者間のアライアンス構築による在庫効率化や省力化設備の導入、DX推進による生産性向上に加え、小口取引を含めた適正単価への見直し・引き上げを進め、「量より質」への転換を図り、確実な収益確保につなげていくことが不可欠です。

前田　博明 氏（熊本総合鉄工団地協同組合）

令和８年熊本地震では一時生産が停滞したものの、過去の教訓に基づくBCP策定が奏功し、早期の事業継続と復興への基盤を確保できました。一方で、今なお甚大な被害と困難に直面されている事業者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

現在の経営環境におきましては、物価高や人件費高騰への対応が急務であり、生成AI等の活用による業務効率化と粗利益率向上を進め、震災に負けない強固な経営体質を確立いたします。

県内半導体サプライチェーン参入という好機を積極的復興の糧とし、組合内の連携を一層強化させ、外部環境の変化に柔軟に適応しながら、熊本県における経済の力強い再生と持続的成長を推進していきたいと考えています。

松田　講成 氏（熊本県自動車整備工業協同組合）

令和８年熊本地震により、被災されました皆様方に心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。県南地域を中心に、工場や設備の損壊のほか、客車がリフトから脱落する被害等が多く報告されており、後継者不在から廃業を選択する事業所も出ております。また、今年度当初より中東情勢の不安定化で基油の供給が乱れ、安定供給が望まれていましたが、原料高騰や円安、物流費上昇も重なり、整備用各種オイル類の流通に更なる停滞をもたらしています。組合として、一日も早い被災整備工場の復旧を進め、地域の自動車整備において整備難民を生じさせることのないよう、今後とも着実に社会貢献を果たしてまいります。

組合 Hot News

被災地への復旧支援活動について

熊本県生コンクリート工業組合

熊本県生コンクリート工業組合は、熊本県健康福祉部健康福祉政策課と「災害応急対策に必要な用水の供給に関する協定」を、熊本県土木部河川課と「大規模災害時の支援活動に関する協定」を、それぞれ締結しています。今回の令和８年熊本地震においても、これらの協定に基づき、次のような支援活動を行いました。

■令和８年熊本地震で被災した地域への復旧支援活動

「災害応急対策に必要な用水の供給に関する協定」に基づき、県からの要請を受けて発災から３日後の７月31日(金) より被災地域の避難所へ生活用水の供給を開始し、８月１日(土) には宇土市の避難所にも供給を行いました。また、「大規模災害時の支援活動に関する協定」に基づき、８月５日(水) より宇城市内３ヶ所の仮設団地における仮設住宅建設工事にて、生コンクリートの打設を開始しました。



氷川町、八代市の避難所へ生活用水供給の様子

■大規模災害発生時における組合としての支援活動

被災者への支援として、協定に基づく用水供給や生コン打設などを速やかに実施します。組合員への支援としては、工業組合BCP（事業継続計画）を発動し、自治体や報道各社からの被災状況に関する問い合わせ対応を組合に一本化することで各組合員企業の負担を軽減するとともに、国や自治体による支援制度の情報を速やかに組合員へ周知します。



宇土市避難所への生活用水供給の様子

組合 Hot News

月イチ花贈りプロジェクトを実施

熊本県花き事業協同組合



熊本県花き事業協同組合 西田理事長より
アンスリウムをお贈りいただきました

熊本県花き事業協同組合では、地域社会に彩りと癒しを届ける活動として「月イチ花贈りプロジェクト」を実施しています。「お花を買いたい」「お花を贈りたい」「お花屋さんを紹介してほしい」といったご要望に応え、皆様の花贈りを応援する取り組みです。あわせて「20歳からの花贈り（20歳からの感謝を伝える花贈り）」など、その他の花贈り企画にも2021年11月から取り組んでいます。

８月の花贈りでは、同組合の西田理事長よりアンスリウムの観葉植物を本会へお贈りいただきました。本会事務所もとても華やかになり、職員一同、癒しをいただいております。

また、同組合より毎月「熊本の花」として熊本県産の花をご紹介いただいており、本誌１頁に掲載しております。今月の熊本の花は「トルコギキョウ」です。ぜひご覧ください。

くまもとUBA

UNITED BUSINESS ASSOCIATIONS

JIYUくまもと連絡会議　定例会へ出席しました



令和８年９月16日(水)、本年度最初となるJIYUくまもと連絡会議の定例会が開催されました。本組織は県内青年4団体（JC：公益社団法人日本青年会議所、IMPULSE：熊本県商工会青年部連合会、YEG：熊本県商工会議所青年部連合会、UBA：熊本県中小企業団体中央会青年部協議会）の連携を深め、情報共有を通じて熊本の災害対応力向上を図る組織です。くまもとUBAからは吉弘会長、立山副会長が出席いたしました。

本年発生した令和８年熊本地震を受け、これまで各団体の会長を中心に適宜情報交換を行いながら復旧・復興に向けた取り組みが進められてまいりましたが、今回はあらためてJIYU各団体のこれまでの活動内容や現場で生じた課題を共有し、支援活動を通じて得られた経験を今後にどう生かしていくかについて協議する場となりました。あわせて、災害が多発する現代においてJIYUの果たすべき役割をあらためて認識し、各団体の強みを活かしながら会員相互の連携を一層深めていくことの重要性が共有されました。

今回の会議では熊本県社会福祉協議会から災害ボランティアの状況や、必要な支援についてなど、現場目線での貴重なお話を伺うことができました。

「九州青年部の集いin熊本」　ぜひご参加ください！

今年度の九州青年部の集いが、11月19日(木) にいよいよ熊本県で開催されます！青年部の集いは年に一度、九州・沖縄の組合関係の青年経営者・後継者が一堂に会し交流を行う、まさに年に一度のビッグイベントです。熊本地震の影響も残る中ですが、くまもとUBAは主催県として、力を結集してこの集いを盛大に成功させたいと考えています。

会員の皆様には、いつも以上に多くのご参加・ご協力をお願いしたく、ご多用のところ、また震災の影響が残る中とは存じますが、ぜひ周りの青年部会員の皆さんにもお声かけいただき、一人でも多くの方に参加していただければ幸いです。

熊本から元気を発信する、そんな有意義な集いにするべく、皆様のご参加を心よりお待ちしております！

○開催日時　令和８年11月19日 (木)　17：30～
○開催場所　熊本ホテルキャッスル
○会　　費　お一人様　12,000円

【お問い合わせ先】 熊本県中小企業団体中央会青年部協議会事務局
TEL:096-325-3255　youth@chuokai-kumamoto.com　担当：佐々木・齊藤

中東情勢に影響を受けた中小企業者の皆さま必見！

熊本県金融円滑化特別資金（経済情勢変動対策枠）保証制度が改正されました！

原油高・物価高で資金繰りに不安はありませんか？

米国関税措置に加え、**中東情勢の変化**により売上や利益が減少している、または減少する見込みの県内中小企業者の皆さまは、熊本県が保証料を負担するのでお得にご利用できます。





熊本県信用保証協会が早めの資金確保に協力し、事業継続を後押しします！

まずはご相談ください！

対象となる事業者

県内に事務所があり事業を営んでいる中小企業者で、①米国関税措置、または②中東情勢の変化の影響を受け、次のいずれかに該当する方

- 申込日から1年以内の連続する3か月の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率が、前年同期に比して減少している方
- 今後3か月間の上記平均が、前年同期に比して減少する見込みの方



制度のポイント

融資限度額

5,000万円

1企業／1組合は1億円

融資利率

年1.70%～年2.30%

3年以内：1.70% / 5年以内：1.90%
7年以内：2.00% / 7年超：2.30%

融資期間

最長10年

据置期間 2年以内

保証料率

0.45～1.30%

詳しくは下表をご覧ください。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率（%）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助率（%）	0.60	0.50	0.40	0.25	0.10	0.00			
事業者負担（%）	1.30	1.25	1.15	1.10	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45

本制度についてのお問い合わせはこちら

熊本県信用保証協会

0120-69-3221 受付時間9:00～17:15（土・日・祝を除く）

QRコードを読み取ることでHPからもご相談いただけます！

【本　所】096-375-2000
【八代支所】0965-33-2579
【天草支所】0969-23-2015



事業承継

数字や法律では語られない人生をつなぐ大切な決断

事業承継には経営者様の人生の想いが詰まっています。
私たちがこころを込めてサポートいたします。

■ いま、どの「壁」の前にいらっしゃいますか？

「人」の壁（後継者問題）
後継者候補はいるが、本人から引き継ぐことの了承を得ていない。
親族内に適任者がおらず、大切にしてきた社員や会社をどう守るべきか悩んでいる。

「心」の壁（引退への心配）
候補者の育成や技術・顧客・取引先の引継ぎなどが心配。
従業員や、取引先など関係者から理解や協力を得られるか心配。

「形」の壁（実務・資産）
株の分散や相続税の負担が重く、具体的な出口戦略が見えない。
個人保証の解除など、後継者に綺麗な状態で渡すための整理が追いつかない。



経済産業省 中小企業庁 事業承継支援事業

熊本県事業承継・引継ぎ支援センター

〒860-0022 熊本市中央区横紺屋町１０ 熊本商工会議所５階

TEL：０９６－３１１－５０３０

無料・秘密厳守
お気軽にお電話ください。

センター事例

～65歳超雇用推進助成金のご案内～

65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上への継続雇用制度の導入、他社による継続雇用の導入のいずれかの措置を実施する事業主の皆様を助成します。

主な支給要件

①労働協約または就業規則で定めている定年年齢等を、過去最高を上回る年齢に引上げること
②定年の引上げ等の制度を規定した際に、専門家等に就業規則の作成等を委託し、経費の支出があること。また、改正前後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること
③１年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が１人以上いること
④高年齢者雇用等推進者の選任及び高年齢者雇用管理に関する措置※の実施

支給額

・定年の引上げ等の措置の内容、60歳以上の対象被保険者数、定年の引上げ年数に応じて**160万円**まで支給

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者の雇用管理制度を整備するための措置（賃金制度、健康管理制度等）を実施した事業主の皆様を助成します。

支給対象となる主な措置の内容（注1）

①高年齢者の能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直しもしくは導入
②法定の健康診断以外の健康管理制度（人間ドックまたは生活習慣病予防検診）の導入

（注1）措置は、55歳以上の高年齢者を対象として労働協約または就業規則に規定し、１人以上の支給対象被保険者に実施・適用することが必要。

支給額

支給対象経費（注２）の**60%**
（中小企業事業主以外は**45%**）

（注２）措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサルタントとの相談経費、措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費（経費の額に関わらず、初回の申請に限り50万円の費用を要したものとみなします）

高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主の皆様を助成します。

主な支給要件

①無期雇用転換計画に基づき、無期雇用労働者に転換していること
②無期雇用に転換した労働者に転換後６ヶ月分（勤務した日数が11日未満の場合は除く）の賃金を支給していること
③高年齢者雇用等推進者の選任及び高年齢者雇用管理に関する措置※を１つ以上実施し、無期雇用転換制度を就業規則等に規定していること
④雇用保険被保険者を事業主都合で離職させていないこと

支給額

・対象労働者１人につき**30万円**
（中小企業事業主以外は**23万円**）

高年齢者雇用管理に関する措置※とは
55歳以上の高齢者を対象とした、次のいずれかに該当するもの(a)職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等、(b)作業施設・方法の改善、(c)健康管理、安全衛生の配慮、(d)職域の拡大、(e)知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進、(f)賃金体系の見直し、(g)勤務時間制度の弾力化

★お問合わせや申請は、熊本支部高齢・障害者業務課までお願いします。
★コースごとに申請受付期間が異なります。
★制度の詳細はホームページ（https：//www.jeed.go.jp）をご覧ください。

助成金説明会のご案内

開催日：令和８年 10/８、11/26
令和９年 2/4

＊参加無料
＊制度の詳細、説明会の詳細、申込方法については、熊本支部ホームページをご覧ください

場　所：ポリテクセンター熊本（合志市須屋2505-3）

JEED　熊本　検索

お問い合わせ先

JEED　熊本支部
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
TEL：096-249-1888

令和8年8月分

景況ウォッチャー

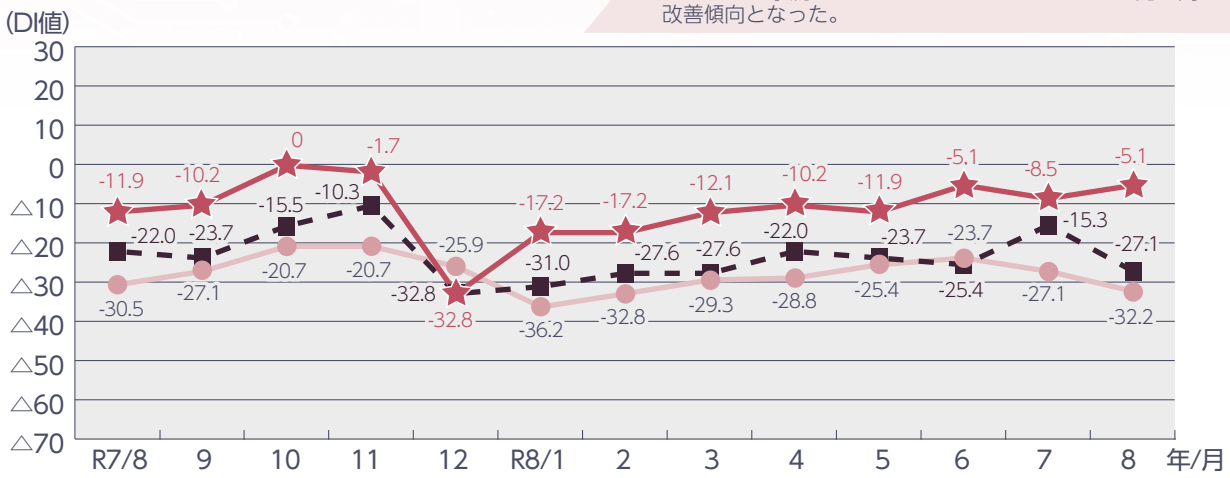
情報連絡員の皆様から寄せられた回答を基に作成しています。

※DI値とは、前年同月と比較した企業の景況感を示す景況判断指数のことです。
※DIの計算方法（『増加』・『好転』した組合数―『減少』・『悪化』した組合数）÷回答組合数×100

売上高　収益状況　業界の景況

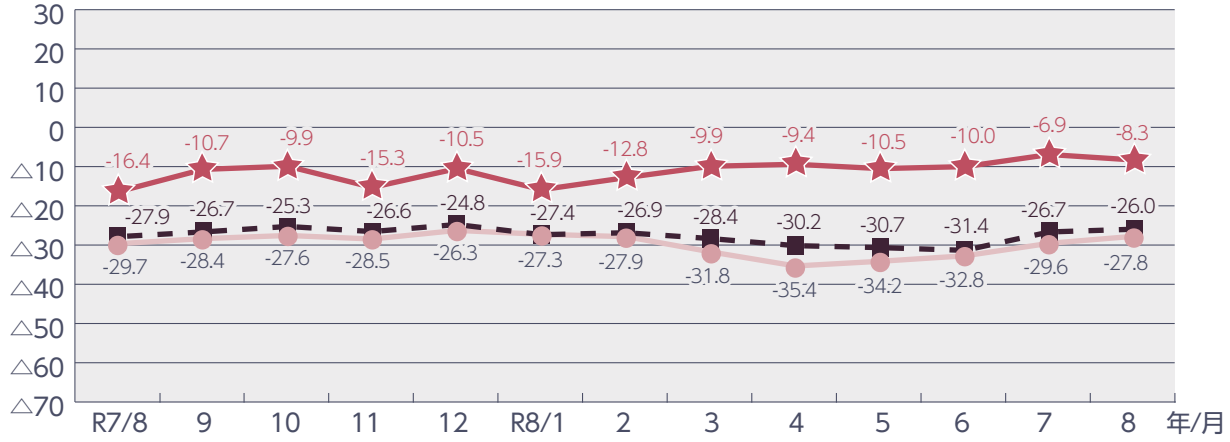
■景況の推移（前年同月比）熊本県集計

売上高がマイナス5.1ポイント、収益状況がマイナス27.1ポイント、景況がマイナス32.2ポイントとなり、売上高が改善傾向となった。



■景況の推移（前年同月比）全国集計

主要３指標は、景況感が1.8ポイント上昇、売上高が1.4ポイント低下、収益状況は0.7ポイント上昇となった。



■熊本の経済指標

※鉱工業指数は2020年、消費者物価指数（熊本市）は2020年を100とした指数
※中古車登録台数は中古新規登録のみです。

①熊本の人口（R8. 8）	1,671,775人	➡	⑪新車登録台数（R8. 8）	3,020台	⬆
②鉱工業指数　生産（R8. 6）	113.8	⬆	⑫中古車登録台数（R8. 8）	1,774台	➡
③鉱工業指数　出荷（R8. 6）	116.9	↗	⑬預金残高（R8. 4）	7兆8,861億円	➡
④鉱工業指数　在庫（R8. 6）	77.0	⬇	⑭貸出残高（R8. 4）	5兆5,709億円	➡
⑤公共工事請負額（R8. 6）	383億円	➡	⑮企業倒産件数（R8. 7）	5件	⬇
⑥設住宅着工戸数（R8. 6）	974戸	↘	⑯企業倒産負債総額（R8. 7）	2億8,400万円	⬇
⑦百貨店売上高（九州）（R8. 6）	383億円	➡	⑰輸出（R8. 5）	52億円	⬆
⑧スーパー売上高（九州）（R8. 6）	1,060億円	➡	⑱輸入（R8. 5）	102億円	↘
⑨共同店舗売上高（県内７店舗）（R8. 6）	4億2,343万円	➡	⑲消費者物価指数（R8. 6）	113.3	➡
⑩生コン出荷量（R8. 8）	91,965㎥	⬆			

前年同月比（%）	⬇減少 −10%以上	↘やや減少 −5%以上〜−10%未満	➡不変 0〜±5%未満	↗やや増加 +5%以上〜+10%未満	⬆増加 +10%以上

【データ出典】
■①…熊本県統計人口調査　■②〜④…熊本県鉱工業指数月報　■⑤〜⑧、⑬〜⑲…熊日新聞掲載
■⑨…熊本県中央会調べ　■⑩…熊本県生コンクリート工業組合　■⑪・⑫…熊本県自動車販売店協会

情報連絡員便り

※情報連絡員の方より回答いただきました
フリーアンサーの中から一部掲載しています。

食料品

パン製造業

●８月より、一部冷凍パンの取引が中止となり、共同工場の製造が減少した為、売上高も減少したが収益にはほぼ影響なし。また、ナフサ関係の資材も落ち着いており、一部ニトリル手袋類の値下げ案内もきている。

乳製品製造業

●熊本地震では、組合員の工場も被災した（２週間工場休止を余儀なくされた組合員もいた。）が、全て再開している。当組合としては、学校の夏休み期間が終わり２学期に入り学校給食牛乳の供給を開始している。

調味料製造業

●今期は、令和８年熊本地震や猛暑等による影響が徐々に出始めている。めんつゆは好調であるものの、やはり地震の影響が大きいようである。最需要期である10～12月に向けて、不安材料が多い点が懸念される。

窯業・土石製品

コンクリート製品製造業

●県全体の売上高（前年同月比）はTSMC第２工場への生コン打設が本格化したことなどにより16ヶ月ぶりに増加した。令和８年熊本地震の影響により宇城地区の１工場については年内の再稼働が難しい状況である。

●令和８年熊本地震の影響で工場在庫品の荷崩れ被害が甚大で、設備の被災が多く、供給に不安がある。

鉄鋼・金属

異業種

●熊本地震の影響を受け、組合員の在庫数量が前年比増となっている。また、人手不足の状況が依然として続いている。

●今回の熊本地震による復興工事の増加により、解体事業及び道路や水道などのインフラ整備事業が増加しているものの、人員確保が伴わないため、売上高が伸び悩み、逆に収益状況の悪化を招いている状況である。ここしばらくは、熊本地震による経営環境への深刻な影響を見守る必要があると思われる。

卸売業

野菜卸売業

●地震による直接被害は少なかったが、取引先の休業による間接被害を懸念。

各種卸売業

●令和８年熊本地震により、大きな被害を受けた宇土・八代方面に事業所を有する企業は未だ復旧の途上にある。また団地内事業所についても、建物等の補修が手付かずの所が散見される。

●令和８年熊本地震について、八代市の４組合員は、ほぼ事業を開始できているが、まだ資材置き場の整理ができていない様子。また、セメント八代工場SSの完全復帰には時間を要する状況。

●令和８年熊本地震の影響で在庫商品が棚から落下して損傷、また一時的に仕入れ商品の納期に遅れが生じたため、販売先への納品が遅れることとなり売上、収益ともに減少した。県内では建設資材卸をはじめ家電卸、食品卸は地震後の復旧需要がある程度見込まれるが、企業は設備投資に資材の高騰や金利上昇が影響し慎重になっている。個人も購買に慎重になっており節約志向になり売上は横ばいで先行きは厳しい。

小売業

各種商品小売業

●組合員の靴店は、地震被害により閉鎖中の宇土市SC内の店舗の商品を当店舗に持ち込み、販売を行っている。衣料品店も同様の対応をとっている。また、地震被害による建物の外壁工事を開始している。

●月前半を中心に来店が好調で推移した。震災後、いち早く店舗営業を再開できたことが地域内で評価され、生活物資の確保を目的とした来店が増加した。
また、通常の商圏である甲佐町・御船町以外からの来客が多く、広域からの購買が見られたことが売上増加の一因となった。その結果、売上高は前年同月比で増加し、在庫数量も増加傾向となった。販売価格・取引条件・雇用人員は大きな変化は無く、収益状況は好調で推移した。

●地震の影響で近隣スーパーの閉店などが売上増の要因でもあったが、逆にお盆の帰省や行楽や観光客の取り込みなどは無かった。地震発生直後は商品の未入荷・入荷制限などもあったが、８月後半には安定供給できる程回復はしている。現在は店内工事を行いながら、限られた売り場での営業は９月末まで続く予定。10/1～11/1「大創業祭～リニューアルオープン」とし、売上回復支援補助も利用しながら前回の感謝祭を踏まえて販売拡大・集客イベントに努めたいと考えている。

青果小売業

●令和８年熊本地震の影響で８月上旬は物流が安定していない状況であったが、熊本にある仕入業者に営業停止に至るほどの損害はなく物流が完全に止まる事態は避けられたことに加え、道路の復旧が早かったこともあり、８月下旬には通常通りの物流に回復した。

燃料小売業

●熊本地震により被害を受けた企業は、宇城・八代を中心に40社程度になった。店舗は地震保険に加入できないので火災保険の特約でしか対処できない。また全石連を通じて補助金で補修できるようになりそうだが、その対象も損壊部分の一部しか対象にならない。地震を機会に廃業する企業がでないかが心配である。

●プロパンの９月の仕入れ単価はほぼ変わらず高止まり、厳しい経営環境が継続する見通し。

その他小売業

●熊本地震の被害を受けた組合員が多数おり、8月は支援に追われた。被害状況は様々であるが、今回の被災地は昨年の豪雨水害の地域とほぼ重なっており、立て続けの自然災害に負担は相当である。

建設業

鉄筋工事業

●インフラでは特に電気・水道の復旧が遅れ、水道は依然として通常使用できない地域も残る。道路も渋滞・通行止めが続いたが、８月中旬以降は電気・道路ともに改善傾向にある。罹災証明や保険手続きの遅れ、社員宅の損壊による出勤困難、現場工事の延期・中止、資材会社の被害、社屋修繕の遅れなど、業務・生活両面で影響が続いている。団体行事もほとんどが中止となった。今後、工事や復旧作業が本格化していく見込みである。

鉄骨工事業

●熊本地震では、10社ほどに大きな被害があった。被災した工場は、クレーンや溶接機などの設備機械に損傷があり、修理が必要な工場もあるが、8月中に全社稼働を始めた。事務所の被害が大きく、いまだ排水設備が使えない、井戸水が濁っているなどの不具合がある工場もある。見積は低調。

運輸業

沿海海運業

●８月は荷物の需要はあったものの台風の影響で船が動くことができず荷物が溜まっている状況になっている。

一般貨物自動車運送業

●７月の地震による取引先の休業等や盆休みのため８月の取扱高は大きく減少した。宇城・八代方面は道路状況も悪く配送に時間がかかる。今期は人件費や資材の値上げによる経費増のうえ売上も減少が予想され経営が厳しくなる。

編集後記

令和8年熊本地震から2カ月が経ちました。復興は少しずつ進んでいますが、余震も続き、不安がなかなか拭えない方も多いのではないでしょうか。今月号の特集では、今回の地震に関する情報をまとめています。ぜひご活用ください。

さて、皆さまは今年のシルバーウィークはどのように過ごされましたか。私は連休の初めに阿蘇へ行ってきました。子どもの頃に訪れて以来、久しぶりに牧場で動物とふれあい、阿蘇の雄大な自然を満喫して、よいリフレッシュになりました。

情報推進課　佐藤　朱夏

保証料の上乗せで経営者保証が不要となる
「事業者選択型経営者保証非提供保証制度」がご利用いただけます！

対象者	次の（1）～（5）を**すべて満たす**法人 （1）過去２年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること （2）直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権が無く、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと （3）次のいずれかを満たすこと ①直前決算において債務超過でない　②直近２期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない （4）次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと （5）保証料引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること ※法人の設立後最初の事業年度（設立事業年度）の決算が無い法人の場合、（1）、（2）及び（3）は問いません。 設立事業年度の次の事業年度の決算が無い法人の場合（3）は問いません。
対象制度	原則として次の信用保険が付保された全ての保証が本制度の対象となります ①無担保保険　②公害防止保険　③エネルギー対策保険　④海外投資関係保険 ⑤新事業開拓保険　⑥事業再生保険 （注1）本制度は、個別の保証制度ではありません （注2）法令の定めるところにより保証人を徴求しない保証は本制度の対象外となります
保証料率	対象者（3）①及び②の**いずれも**満たす場合 →　利用する保証制度所定の保証料率に**0.25%**上乗せ 対象者（3）①又は②の**いずれか一方**を満たす場合 →　利用する保証制度所定の保証料率に**0.45%**上乗せ



KUMAMOTO CREDIT GUARANTEE

熊本県信用保証協会

〒860-8551　熊本市中央区南熊本4-1-1

お問い合わせ先　保証部保証事務課　☎0120-69-3221

公益財団法人 熊本県移植医療推進財団からのお知らせ

10月16日の〝グリーンリボンデー〟を中心に、全国各地の著名なランドマークや建物を移植医療のシンボルカラーであるグリーンにライトアップします。
この光には、ドナー（臓器提供者）への感謝、移植を持つ人や移植医療を支える医療者へのエールが込められています。
2025年度は熊本県内39施設のご協力を頂きました。





【問い合わせ先】
公益財団法人　熊本県移植医療推進財団　電　話　096-234-8670
メール　info@kumaisui.jp

月刊 中央会　組合活性化情報　No.845／2026.10月号
TEL.096-325-3255　FAX.096-325-6949
E-mail:info@chuokai-kumamoto.com
発行所／熊本県中小企業団体中央会　熊本市中央区安政町３番13号　発行人・編集人／専務理事　西尾浩明　印刷所／コロニー印刷　熊本市西区二本木３丁目12-37



大樹生命保険株式会社　熊本支社

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-1 大樹生命ビル5F
TEL:096-354-4378　https://www.taiju-life.co.jp/



熊本支店　TEL:096(352)6184

〒860-0846　熊本市中央区城東町2番23号

人を思う。未来を思う。
商工中金

中央会会員組合および組合員事業所の皆さまへ

くまもと共済の 生命傷害共済

中小企業・個人事業者の安心経営に
従業員の福利厚生に
共済がバックアップ



不慮のケガや身体・生命のリスクに備える共済です。

◇ご加入者の範囲◇　健康で、正常に就業し、または日常生活を営む方

5つの特色

1. 共済金は契約者へお支払い
2. 業務中・業務外を問わず 24時間補償！
3. 剰余金は組合員である契約者へ還元することがあります
4. 労災保険や他種保険等に関係なくお支払い
5. 共済掛金は損金に算入できます

傷害共済金
（死亡・高度障害・後遺障害・入院・手術・通院）

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたときに共済金をお支払いします。



自動車にはねられて死亡した



作業中にケガをした

疾病共済金
（死亡・高度障害・入院）

疾病を被り、死亡または高度傷害となったとき。
または、継続して20日以上入院したときに、あらかじめ定められた額の共済金をお支払いします。



心臓病で死亡した



脳梗塞で入院した

記載の内容は、生命傷害共済の内容の一部を記載したものです。ご加入にあたってはパンフレット、重要事項説明書を必ず御覧ください。



小さな備えが、大きな安心に変わる

組合員みんなで備える安心、一緒に考えてみませんか？

お申込み、お問い合わせは、中央会またはくまもと共済へ

（取扱団体名）
熊本県中小企業団体中央会
熊本市中央区安政町3番13号（熊本県商工会館6階）
TEL 096（325）3255　FAX 096（325）6949

（引き受け共済組合）
安心、信頼、ゆたかな未来へ。 くまもと共済 **熊本県火災共済協同組合**
熊本市中央区安政町3番13号（熊本県商工会館5階）
TEL 096（325）3411　FAX 096（354）0861

令和8年10月1日発行（毎月1回1日発行）
購読料1部一〇〇円　会員の購読料は会費に含まれています